

資料2-2 都道府県看護教育担当者からの疑義照会
看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに関して

資料 2-2	令和2年度 看護師の特定行為研修及び 看護教育に係る都道府県担当者会議
-----------	--

第五 教員等に関する事項

NO	サブカテゴリー	Q 質問内容	A 回答
1	1 (7) 専門分野の考え方	専門分野ごとというのは、看護師養成所の場合は「基礎看護学」「地域・在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「看護の統合と実践」、准看護師養成所の場合は「基礎看護」「成人看護」「老年看護」「母子看護」「精神看護」でよいか。	その通り。
2	1 (13) カウンセリングを行う者	カウンセリングを行う者は、カウンセラー等の資格を有する専任教員を兼務としてよいか。	兼務は差し支えないが、本事項が追記された趣旨を踏まえると兼務によって教員の負担が増大する事は望ましくない。
3	5 (3) その他の教員	相当の学識経験とはどのような経験、経歴を想定しているのか。	基礎分野の授業において、教授する内容によっては大学の教員に限らずに講師を確保することが効果的であること、また教育方法の多様性等に鑑み、基礎分野の教員の選任対象を、一定の質を担保しつつ、これまでより 広く捉えられるようにした。なお、別表3の基礎分野の留意点をふまえ、当該科目について教授できる学識経験や経歴を有している者が望ましい。
4	6 事務職員	2課程をもつ養成所は、合計2名以上の事務職員を配置する必要があるか。	1名以上の配置で差し支えない。なお、業務量を考慮し、適切な配置になるよう配慮していただきたい。

第六 教育に関する事項

NO	サブカテゴリー	Q 質問内容	A 回答
1	3 単位制の考え方	大学設置基準の規定は1単位45時間を標準ととしているが、実習時間は1単位30時間と設定した場合、残り15時間分については、自己学習で科目の学習を補うということか。	1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であり、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して設定していただきたい。(自己学習で学習を補うというものではない。)
2	3 科目ごとの単位時間数について	講義、実習の科目ごとに単位時間を変更することは可能か。また、一週間あたりの授業時間数については、授業や実習時間の1時間を45分などとした場合等であっても実時間(1時間60分)で考えるのか。	科目ごとに時間を変更することは可能。実時間ではない。
3	4 (2) 1日あたりの実習時間	1時間を45分として臨地実習を計画する場合、1日あたりの実習時間について8時間を超えて設定をしてもよいか？(例：1日あたり10時間 ※実際の実習時間は7.5時間)	GL(運営)第六-4(1)(2)を参考に実施していただきたい。
4	4 (3) 遠隔授業の割合について	遠隔授業の実施について具体的な指針等はないのか。	改正されたGLでは、遠隔授業の時間数の規定はないが、これまで看護師等養成所において遠隔授業が積極的に導入されていない状況を鑑みれば、遠隔授業が大半を占めるカリキュラム構成は望ましくないと考える。なお、専修学校設置基準の第13条「専修学校の課程の修了に必要な総時間数のうち4分の3を越えないものとする」とされていることに留意されたい。その他、留意事項については平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)を参考に実施していただきたい。
5	4 (5) 実践活動の場以外で行う学習時間について	実践活動の場以外で行う学習時間はどのくらいの割合まで可能なか。	事務連絡「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」(平成27年9月1日 医政看発0910第4号)を参照されたい。
6	4 准看護師養成所の時間数の計上について	准看護師養成所の履修時間数1890時間は、1890単位時間と解釈してよいか。また、准看護師養成所の実習に関して、GL(運営)第六-4(9)「准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。」という記載が削除されたが、これにより、1時間を自由に設定して良くなるのか。	良い。ただし、教育内容の特性や教育効果等を総合的に勘案した上で、時間の設定は行っていただきたい。
7	5 2年課程(通信制)(3)ウ臨地実習における対面授業日数の考え方	専門分野の対面授業10日を行うこととされている。10日の考え方について、あくまでも「登校日数」として考えるか、「各校の学則に定める1日当り授業時数×10日分」として考えるか。	今回の改正事項ではないため、従前の例によって、10日を算出いただきたい。

第八則 実習施設等に関する事項

NO	サブカテゴリー	Q 質問内容	A 回答
1	2 実習施設について	病院以外での実習において、実習の適否となる条件は何か。	GL(運営)第八-5(3)の要件を満たし、学生の実習の目標を達成することができれば差し支えない。例えば、今回地域の自治会などの活動に参加し学ぶ学習は実習として認められるか等の照会があったが、この場合は看護師が配置されていない施設における実習になると考えられ、GL(運営)第八-5(4)をふまえて実施していただくよう指導していただきたい。
2	2 実習施設について	主たる実習施設の要件がなくなる等実習施設の要件が変更になったが、令和4年度以降旧カリキュラムの実習施設の変更についても、新ガイドラインの条件を適用させて差し支えないか。	旧カリキュラムにおいて学ぶ学生の実習施設は、旧ガイドラインの実習施設の要件を満たすことが望ましい。
3	5 看護師養成所(1)実習施設における単位数について	学生一人につき、一か所以上病院で実習することが必要となるが、単位数の規定はないため、単位数は問わないという理解でよいか。病院とその他の実習施設における単位数の考え方を教えてほしい。(例えば、一つの科目(2単位)で病院と老健施設で実習展開とする場合、病院0.5単位、老健施設1.5単位となった場合でも一か所以上の病院で実習したことと考えてよいか)	単位数は問わないが、実習目標等が十分に達成できることを考慮した実習施設を確保していただきたい。

4	5 看護師養成所（3）看護師職員と看護師の表現について	5 看護師養成所（3）で看護職員の配置について記載されているが、「学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができる」と、この部分は看護職員ではなく看護師と記載されているが、何か意味があるか。准看護師のみしか配置されていない施設の場合、実習指導者としてみなせない、という受け取りでよいか。	その通り。
5	5 看護師養成所（4）看護師が配置されていない施設の実習について	看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の三割以内で定めること。 ここでいう、「指定規則に定める単位数」とは、臨地実習の23単位という理解でよいか。（23単位の三割の6.9単位以内）若しくは各教育内容ごとの単位数として捉えるのか。例えば、基礎看護学3単位であれば、その三割の0.9単位以内となるのか。	教育内容全体（臨地実習 23単位）の単位数として捉える。

別表

NO	サブカテゴリー	質問事項	回答
1	基礎的能力について	別表3 基礎分野の留意点に「情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする」とあるが、基礎的能力について具体的にどのようなことができるようになることを想定されているのか。また、別表9に関して、その他の項目のパーソナルコンピューターは、iPadでも認められるか。	医療現場や教育機関でのパソコンやタブレット型端末等の活用、遠隔診療・保健指導の導入、医療機器の高度化等をふまえ、教育内容を強化したもの。よって、各養成所の裁量において検討されるべきものとする。 ipadの使用に関しては差し支えないが、教育内容を鑑み、目標が達成可能な機器を準備していただくようご指導いただきたい。
2	准看護師養成所における到達レベルについて	准看護師養成所については「技術項目と卒業時の到達度」がないが、別表13-2に準ずると考えて良いか。またそのような場合、到達レベルをどのように考えれば良いか。	准看護師養成所に関しては、別表14「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定している。保健師助産師看護師法第6条の規定をふまえて、到達目標が達成されるような教育内容を実施していただきたい。

その他

NO	サブカテゴリー	質問事項	回答
1	Q&Aに関する情報提供	各都道府県で判断や指導等に差が生じないようにするため、都道府県から厚生労働省あてに照会し、回答された事項については、他の都道府県にも情報提供いただきたい。	どのような形で情報提供するかも含めて検討する。
2	審査票の作成	新カリキュラムの内容について、審査を行う際の基準は質の担保のためにも全国統一されたものがあることが望ましいと考えるが審査票は作成される予定か。	現時点で当省から審査票を示す予定はないが、令和2年5月頃に都道府県に配布されている、令和元年度厚生労働省看護職員確保対策事業「カリキュラム編成ガイドライン」等をご参考にされたい。 令和元年度厚生労働省看護職員確保対策事業「カリキュラム編成ガイドライン」 URL : http://www.nihonkango.org/report/pdf/report_200603.pdf
3	新カリキュラム	適正かつ効率的に審査を実施できるよう、カリキュラム申請時の審査マニュアルやチェックリストなど厚生労働省から提示していただきたい。	同上。
4	旧カリキュラムの学生について	旧カリキュラムの学生に対しては令和4年以降であっても、旧のガイドラインに沿って運営指導、変更申請等することよいか。 また、留年・休学により改正前の旧カリキュラムの学生が、改正後の新カリキュラムの学生と同じ学年になった場合、旧のカリキュラムの学生はどのように扱えば良いか。	今回、改正した保健師助産師看護師学校養成所指定規則の附則に「この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。」とあり。 改正前の指定規則に従って学んでいた学生には入学時の学則が適用される。ただし、教育内容からみて、同等とみなされれば、改正された指定規則に従った内容で学習することで、単位を取得することも可能であるが、各養成所に応じて学則に定めるよう指導いただきたい。
5	変更申請について	変更申請のスケジュールは、どのような流れか。国から提示があるか。	令和4年度入学生からの適用に向けて都道府県、養成所において調整されたい。指定の際は「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて」をご参考にさせていただきたい。
7	授業と講義の表現について	ガイドラインに記載されている「授業」「講義」の指す意味の違いは何か。	授業の中に「講義」「演習」「実習」が含まれる。
8	他科の授業担当について	他科(救急救命士、OT、PT等)との合同授業を行う場合、その科目に限り他科の授業を担当することは可能か。	各課程における教員数等の規定を満たしていることを前提に、特に妨げるものはない。